

日本コック救濟會々則

11. 2. 20
H. 33

第壹條 本會は日本コック救濟會と稱す

第貳條 本會は會員相互の親睦救濟並に品性技能の向上を圖るを以て目的とす

第參條 本會の事務所を神戸市榮町四丁目三四に置く

第四條 本會は料理業者及其従業者を以て組織す

第五條 本會の會員は賛助會員並に正會員の二種とす

但し獨立營業者を賛助會員とし、従業者を正會員とす

第六條 本會に入會せんとする者は入會申込書に履歴書身元

證明書、寫眞二葉を添附し會長宛に申込む可し

但し本條は賛助會員に之を適用せず

第七條 會員は入會金參圓及毎月會費金壹圓を納付するものとす

第八條 本會に會長、副會長各壹名並に理事若干を置く會長は會務を總理し會を代す

副會長は會長を補佐し會長故障あるときは之を代理す

理事は會長の指揮を受け會務に従事す

第九條 役員は任期は何れも滿二ケ年とす

第十條 本會は第貳條の目的を達する爲め概ね下記の事業を爲す

- 一 總會ニ意見交換會
- 二 従業者の養成並に技術の研究
- 三 四機關雜誌の發行
- 四 五就職の斡旋
- 五 六疾病其他不可抗力に依る罹災者の救濟
- 六 七消費組合の設置

第十壹條 下記の事項に該當する者は役員會の決議に依り之を

除名す

會則に違反したる者

會員たるの體面を汚したる者

神戸市榮町四丁目三四